

大堰川漁業協同組合京内共第2号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大堰川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する京内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に漁場という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、ます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式（オンラインシステムを含む）による。

なお、年券については、所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア魚種		イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ		手釣・竿釣	1人1本	全域	6月1日から10月14日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
		刺網	1人1統 全長 30m以下		
こい		手釣・竿釣 刺網	1人1本 1人1統 全長 30m 以下		1月1日から4月30日まで、6月1日から12月31日まで
ふな					1月1日から4月19日まで、5月21日から12月31日まで
うなぎ					1月1日から12月31日まで
ます類	あまご				3月1日から9月30日まで
	にじます				1月1日から12月31日まで
ます類を除く魚種		水眼鏡 水視眼鏡			7月25日から9月15日までの期間内で組合が定めて公表する期間
全魚種		やな漁法			9月1日から10月14日までの期間内で組合が定めて公表する期間

- 2 第1項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種及び漁具漁法は、イ欄の区域においては、ウ欄の期間中は、遊漁してはならない。

ア魚種及び 漁具漁法	イ区域	ウ期間
全魚種全漁法	南丹市日吉町天若世木ダム上流端から下流 100m までの桂川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	南丹市日吉町中日吉ダム中央部から上流 500m 及び下流 200m までの桂川	

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

名称		大きさ
こ い		15cm
ふ な		10cm
うなぎ		30cm
ます 類	あまご	12cm
	にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の 20 パーセント以内、日券においては 50 パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	金額	備考
ます類を除く全魚種	手釣、竿釣、 刺網、水眼鏡、 水視眼鏡	年券	11,000 円	
		日券	3,000 円	
うなぎ		日券	1,000 円	
あゆ・うなぎ以外の魚 種		年券	3,000 円	
		日券	400 円	
全魚種	やな漁法	9 月 1 日から 10 月 14 日まで	1 統 25,000 円	

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。
- 3 ます類を除く全魚種(あゆ)の日券については、釣・網漁とも解禁後 10 日間は発行しないものとする。
- 4 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。
この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

遊漁する者の区別	遊漁料
中学生以下	免 除
身体障害者	第1項に規定する各料金の 2 分の 1 の額

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されたものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することがで

きるものとする。

- (1) 承認を受けたものの氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) 発行者氏名
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き替えなければならない。
 - 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 5 遊漁承認証は再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、ほかの者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要なものは別に定める。

附則

この規則は令和 7 年 3 月 27 日から施行する。